

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年4月まで期間及び41年10月から42年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する39年9月から40年1月までの期間及び42年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年4月まで
② 昭和41年10月から42年9月まで

申立期間については、生活が苦しかったので、免除承認を受けていたが、ある日役場から、保険料の掛け忘れ等があれば納付できるとの勧奨を受けたことを契機に、無いお金を集めてすべての免除承認期間について、昭和45年8月ころ旧A町役場B支所に出向き、支所職員（C氏）に内縁の妻の分と併せて二人分の国民年金保険料を納付した。納付金額は1万円強であったと思う。

申立期間について、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人が所持している国民年金手帳等により、i) 昭和44年4月から57年3月までの期間の保険料はすべて納期限内に納付されていること、ii) 昭和57年度から61年度までの期間については前納していることが確認できることから、国民年金制度に対する理解が深く、納付意識も高かったと考えられる。

また、申立人が追納したと主張する時期は、申立期間に係る保険料を追納することが可能な時期であるとともに、納付したとする金額も、申立期間の国民年金保険料を追納するのに必要な金額（1万6,500円）と大きく相違しない。

さらに、申立人が保険料納付のために出向いたとする旧A町役場B支所（出張所）が、申立期間当時、設置されていたことや、保険料を手渡したとするC氏が当該支所の職員として在籍していたことも確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する昭和39年9月から40年1月までの期間及び42年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年4月まで期間及び41年10月から42年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年4月まで
② 昭和41年10月から42年9月まで

申立期間については、生活が苦しかったので、免除承認を受けていたが、ある日役場から、保険料の掛け忘れ等があれば納付できるとの勧奨を受けたことを契機に、内縁の夫が、無いお金を集めてすべての免除承認期間について、昭和45年8月ころ旧A町役場B支所に出向き、支所職員（C氏）に夫の分と併せて二人分の国民年金保険料を納付した。納付金額は1万円強であったと思う。

申立期間について、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人が所持している国民年金手帳等により、i) 昭和44年4月から57年3月までの期間の保険料はすべて納期限内に納付されていること、ii) 昭和57年度から61年度までの期間については前納していることが確認できることから、国民年金制度に対する理解が深く、納付意識も高かったと考えられる。

また、申立人が追納したと主張する時期は、申立期間に係る保険料を追納することが可能な時期であるとともに、納付したとする金額も、申立期間の国民年金保険料を追納するのに必要な金額（1万6,500円）と大きく相違しない。

さらに、申立人の内縁の夫が保険料納付のために出向いたとする旧A町役場B支所（出張所）が、申立期間当時、設置されていたことや、保険料

を手渡したとするC氏が当該支所の職員として在籍していたことも確認
できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月及び同年2月

昭和45年12月より病院に勤務していたが、46年3月までは厚生年金保険ではなく、国民年金に加入していた。昭和46年4月か5月頃、A市役所より46年1月分及び同年2月分の国民年金保険料が納付されていないという連絡があり、市役所の窓口で支払った。確かに支払ったにもかかわらず記録が無いことに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立期間以外の国民年金加入期間において、未納期間は無い。

また、申立期間当時、A市では、申立てどおり、国民年金保険料未納者に対して未納通知を発送するなど納付勧奨を行っていたことが確認できる上、申立人においては、A市から納付勧奨の電話があった際に未納保険料額等を書き留めたとする「民生課年金係」と押印された封筒を保管しており、その課及び係名などから判断して、同封筒は申立期間当時にA市の国民年金担当窓口において使用されていたものと推察することができるとともに、封筒に申立人が書き留めたとする金額は、申立期間に係る保険料額と一致していることなど申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案340

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和38年4月ころと思うが、役場の職員が自宅に来て、国民年金保険料を納付する期間が不足すると将来年金を受給できなくなると言ったので、夫と相談して36年4月から38年3月までの未納分を役場へ持って行き納付した。未納とされているのは納得できないので納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も申立期間以降は、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であり、その内容も、確認できた当時の状況と合致し、申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人が保険料を一括して支払ったとする昭和38年4月時点では、そのほとんどの期間については過年度保険料となるが、厚生省年金局長通知（昭和37年4月13日年発第219号）に基づき、38年6月までは、市町村で過年度保険料の徴収を行うことは可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案341

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和38年4月ころと思うが、役場の職員が自宅に来て、国民年金保険料を納付する期間が不足すると将来年金を受給できなくなると言ったので、妻と相談して36年4月から38年3月までの未納分を妻が役場へ持って行き納付した。未納とされているのは納得できないので納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も申立期間以降は、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であり、その内容も、確認できた当時の状況と合致し、申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人が保険料を一括して支払ったとする昭和38年4月時点では、そのほとんどの期間については過年度保険料となるが、厚生省年金局長通知（昭和37年4月13日年発第219号）に基づき、38年6月までは、市町村で過年度保険料の徴収を行うことは可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成7年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月29日から同年2月1日まで
厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A事業所（個人事業所）に勤務していた平成7年1月は、厚生年金保険に未加入となっていた。

雇用保険における離職日は、平成7年1月31日となっており、当時の日記にも同日まで当該事業所に勤務していたことが記載されている。

また、最後にもらった給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する当時の日記により、申立人は、申立事業所に、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、平成7年1月31日まで勤務していたものと認められる。

また、申立事業所において、申立人と同様、退職した月の下旬に資格喪失している元従業員から事情を聴取したところ、自身の勤務状況等について、「退職した月については、月末まで勤務し、最後に支給された給与からも厚生年金保険料が控除されていたと思う。」との供述が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年12月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており確認することはできないが、事業主が平成7年2月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを7年1月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る7年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島国民年金 事案342

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月及び同年2月

申立期間当時、私は若く無職であったため、金額は覚えていないものの年金保険料の納付が負担になったことを覚えている。申立期間は会社退職後の短い期間だが、役所か金融機関の窓口で保険料を納付し、領収書を受け取ったと思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市において平成3年9月以降に払い出されたものと推認でき、申立期間の保険料を納付書により毎月納付していたとする申立人の主張とは矛盾する。

さらに、申立人が平成2年1月まで居住していたとするC区への照会結果においても、申立人に係る国民年金への加入記録は確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案343

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から同年4月までの期間及び平成2年3月から3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月から同年4月まで
② 平成2年3月から3年2月まで

結婚前で年齢も若く給料も安かったが、将来の年金額に影響すると思い、苦しい家計の中から保険料を納付していた。転居したり会社を変わる都度、住所変更届や年金の加入手続はすぐに行うようにしていたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市において平成3年9月以降に払い出されたものと推認でき、申立期間の保険料を納付書により毎月納付していたとする申立人の主張とは矛盾する上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人が平成2年1月まで居住していたとするC区への照会結果においても、申立人に係る国民年金への加入記録は確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月21日から39年2月14日まで
昭和38年5月21日にA省へ採用され、B事業所において電話交換手（臨時補充員）として勤務し、39年1月21日から同年2月14日までC研修所において、初等部電話訓練を受講した。

申立期間は臨時補充員期間であり、厚生年金保険が適用されており、健康保険証も渡された記憶がある。申立期間について、B事業所で勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所への照会結果、D企業年金基金の人事記録により、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所のオンライン記録（事業所一覧）において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、元総務担当者は、共済組合の手続しか記憶に無く、厚生年金保険の適用はなかったと証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。